

〈共済金請求に伴う個人情報（要配慮個人情報を含む）の取扱いについて〉

- ①自治労共済生協・全労済は、共済金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報（要配慮個人情報を含む）など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払などを含む共済契約の判断に関する業務や、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。
- ②ご提供いただいた個人番号は共済金支払取引に関する支払調書作成事務のみに利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

総合（慶弔） 共済金支払請求書

自治労共済 御中

事業規約・細則に基づき、必要書類を添え下記のとおり共済金の請求をいたします。
自治労共済生協・全労済が個人情報（要配慮個人情報を含む）を取得することに同意します。

組合名 静岡県関係職場労働組合連合 (印)

請求日（記入日）：西暦でご記入ください。

▼右詰めで記入

▼組合員の所属番号・生協組合員番号は、必ず単組で確認してください。

請求日（記入日）			
20	年	月	日

県	組合	支部	職員コード	生協組合員番号
22	00	1		

▼電話番号をご記入ください。

共済契約者 (組合員)	フリガナ	性別	契約者生年月日(西暦)	連絡先電話番号
		①男 ②女	年 月 日	①自宅 ②その他 - -

請求事由 ①結婚 ②退職 ③本人死亡 ④家族死亡 ⑤重度障がい

▼住所・電話番号・受取人氏名・続柄・受取人区分をご記入（自署）のうえ、ご押印をお願いします。
契約者死亡以外は契約者本人が受取人です。また、共済金をお支払いした際は、こちらの住所に通知書をお送りします。

共済金受取人	住所	フリガナ	連絡先電話番号
	名前	フリガナ	ご契約者との続柄
	(自署)		①本人 ①配偶者 ②子ども その他 ()
		受取人区分(該当のときのみ○印)	①指定代理請求人 ②特別受取人

▼該当する事由欄にご記入ください。また、組合の証明をお受けください。（支払要件の確認のため組合の証明が必要です。）
なお、重度障がい請求の場合は事由欄へのご記入は不要です。

結婚	配偶者名	フリガナ	年齢	組合証明欄
	婚姻届出日(西暦)	年 月 日	歳	
退職	退職日(西暦)	年 月 日		静岡県職労連合 組合名
	組合加入期間	3年以上	①あり ②なし	
死亡	死亡者名	フリガナ	年齢	代表者名 会長 伊東秀
	組合員との関係	①本人 ②配偶者 ③子 ④父母(配偶者父母含む)	歳	
	死亡日(西暦)	年 月 日	(死産 24週目以上)	

▼必ず受取人名義の口座をご指定ください。また、共済金は下記口座への入金をもって受領したものと認めます。

どちらか一方を指定していただく	金融機関名	支店名	預金種目	口座(通帳)番号	口座名義人
	ゆうちょ銀行 以外の金融機関	本店 支店	①総合・普通 ④貯蓄 その他()		カタカナでご記入ください▼
	ゆうちょ銀行(郵便局)	記号	番号	口座名義人	カタカナでご記入ください▼
		1 0 -			

処理欄	自治労単組	受付日	発送日	自治労真支部	受付日	全労済共済金C	受付日	備考
	/	/	/	/	/	/	/	

「総合（慶弔）共済金支払請求書」のご記入方法などのご説明

請求事由 1. 結婚 2. 退職

[必要書類]

日頃よりじちろうの共済をご利用いただきありがとうございます。

共済金のご請求には、下記の書類が必要となります。お取り揃えの上、組合窓口にご提出ください。

○ 「総合（慶弔）共済金支払請求書」

[共済金支払請求書のご記入方法]

下記項目の説明をご一読の上、「総合（慶弔）共済金支払請求書」をご記入ください。

- | | |
|--------------|---|
| ① 請求日（記入日） | 請求書類を提出する日を西暦でご記入ください。 |
| ② 共済契約者（組合員） | ご契約者のお名前と性別、生年月日（西暦）、ご連絡先をご記入ください。 |
| ③ 請求事由 | 結婚または退職に○をつけてください。 |
| ④ 共済金受取人 | 受取人は、ご契約者本人です。自署の上、押印してください。 |
| ⑤ 事由欄：結婚 | 必要項目をご記入ください。 |
| ：退職餞別金 | 必要項目をご記入ください。「3年以上」組合加入期間がある場合には①あり、ない場合には②なしに○をしてください。 |
| ⑥ 共済金受取口座 | 受取口座の情報について漏れなくご記入ください。
不備がありますと共済金のお支払いが遅れる原因となります。 |

[規約上のご注意]

- ◇結婚祝金は、ご契約者が結婚した場合にお支払いします。
結婚とは、法律上の婚姻ならびに事実上同様の状況にある場合、再婚も含まれます。
また同性パートナーと同様の状況となった場合も含まれます。
- ◇退職餞別金は、ご契約者が団体（単組）の組合員になってから3年以上の所属期間を経過し、当該団体を退職により脱退する場合にお支払いします。
- ◇共済金の受取人はご契約者本人です。
共済金は、共済事故の発生した日の翌日から起算して3年以内に請求をしないと、お支払いができなくなります。